

世界に平和を・戦争の基地はいらない

横田基地ミニ情報 2018.5.15 No. 323 東京・羽村平和委員会発行



5月4日、横田基地所属の新型C-130J輸送機 「サムライサージ」

5月4日10時50分ごろ、C-12J軽輸送機が3機、C-130Jが12機、西側誘導路（国道16号線沿い）を南から北へ向かい、行進を始めました。（右写真：米空軍横田基地HPより。米軍はこれをエレファントウオークと呼んでいるようです。）

11時10分、滑走路を北から南に向かって、後から加わったUH-1Nヘリコプターが2機、C-12Jが3機、C-130Jが12機（2列縦隊）が並びました。記念撮影のようです。

11時33分から、C-130J輸送機11機が次々と離陸しました。（1機は駐機場に戻り、11機で編隊飛行です。）

12時36分、C-130Jは横田基地に姿を見せましたが、着陸せず、南から北へローパスし、13時30分頃まで編隊飛行を行いました。

これまで、7機の編隊飛行はありましたが、11機は過去最多の編隊飛行です。4月27日、最後に到着した2機も編隊飛行したようです。

C-130Jは、富士山、関東平野を、海上や山岳地帯を我が物顔で飛行し、横田基地では、砂袋も投下しました。八王子の方からは、酷い爆音だったとの声が寄せられました。米軍にとっては、大デモンストレーションで、米空軍横田基地のHPには上写真、下写真を含め65枚の写真がアップされました。中写真はyokota johoのブログ。

横田基地を特殊作戦基地にするな！

横田基地配備の輸送機は、全て新型のC-130J-30になりました。機能強化され、特殊作戦任務を持ったC-130Jが、横田基地で全開して、昼も夜も飛び回っています。

特殊作戦に欠かせないパラシュート降下訓練も、2012年以降、毎年、数百人規模で実施され、特殊作戦機のCV-22オスプレイ5機を、夏頃には横田配備の予定です。

でも、私たちは、あきらめません。朝鮮も南北会談が開かれたではありませんか。平和な世を築きましょう。

◎ 5月20日（日）は、第110回の横田座り込みです。ぜひ、ご参加を！



朝鮮国連軍は、国内7か所の在日米軍施設等を使用できる？ (No. 323 裏面)

最近、横田基地にはオーストラリア空軍の大型空中給油機（右写真）が離着陸を繰り返していました。またニュージーランドの大型輸送機も姿を見せました。嘉手納基地ではオーストラリア空軍の哨戒機が飛来したそうです。何でかな、と思っていたのですが、知人からの情報に関係ありそうです。



「朝鮮半島で、歴史的な板門店宣言が公表された4月27日、外務省は、「朝鮮国連軍と我が国の関係について」と題する文書を発表しました。これは、在日米軍基地内に「朝鮮国連軍」の存在を認め、その運用に関しては、日米地位協定に準ずるとしたものです。安倍政権による国会無視を示す事態と考えます。極端に言えば、「日本が60年遅れて朝鮮戦争に参戦」という事態ではないでしょうか。

この間、カナダ軍やイギリス軍の艦艇が、横須賀基地内で修理・整備をおこない、これは「朝鮮国連軍の地位協定にもとづく」と説明されてきました。今回は、横須賀で整備されたイギリス軍艦艇が日英共同訓練をおこなった後、東シナ海で「瀬取り」監視をおこなうことから、急遽公表したものと考えられます。通常であれば、外交問題であり、国会承認をうけなければならない案件です。（後略）

朝鮮国連軍と我が国の関係について

平成30年4月27日（外務省）

1 沿革

(1) 朝鮮国連軍は、1950年6月25日の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月27日の国連安保理決議第83号及び7月7日の同決議第84号に基づき、「武力攻撃を撃退し、かつ、この地域における国際の平和と安全を回復する」ことを目的として7月に創設された。同月、朝鮮国連軍司令部が東京に設立された。

(2) 1953年7月の休戦協定成立を経た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部がソウルに移されたことに伴い、我が国に朝鮮国連軍後方司令部が設立された。（当初キャンプ座間に置かれたが、2007年11月に横田飛行場に移転した。）

(3) 現在、在韓朝鮮国連軍（注1）は、朝鮮国連軍司令部本体と同司令部に配属されている軍事要員からなっており、在韓米軍司令官ブルックス陸軍大将が朝鮮国連軍司令官を兼ねている。

(4) 横田飛行場に所在する朝鮮国連軍後方司令部には、ウィリアムズ司令官（豪空軍大佐）他3名が常駐しているほか、9か国（オーストラリア、イギリス、カナダ、フランス、イタリア、トルコ、ニュージーランド、フィリピン、タイ）の駐在武官が朝鮮国連軍連絡将校として在京各国大使館常駐している。

（注1）朝鮮国連軍参加国：（18か国）：オーストラリア、ベルギー、カナダ、コロンビア、デンマーク、フランス、ギリシャ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウエー、フィリピン、韓国、南アフリカ、タイ、トルコ、イギリス、アメリカ）

2 我が国の国連軍に対する援助 ((1) 及び (2) のア、イを省略)

ウ 現在、朝鮮国連軍は国連軍地位協定第5条に基づき、我が国内7か所の在日米軍施設・区域（キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛行場、ホワイトビーチ地区）を使用することができる。

国連軍地位協定第5条(抄) 1、国際連合の軍隊は、日本国における施設（当該施設の運営のため必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。）で、合同会議を通じて合意されるものを使用することができる。

2、国際連合の軍隊は、合同会議を通じ日本国政府の同意を得て、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づいてアメリカ合衆国の使用に供せられている施設及び区域を使用することができる。